

平成28年10月31日より

日香港間AEO相互承認

が実施されます。

1 日本のAEO輸出入者の皆様は、香港での輸出入手続においてAEO相互承認のメリットを受けることができます。

なお、日本のAEO輸出入者の皆様は、香港での輸出入手続において相互承認のメリットを受けるにあたり、特段の作業等は要しません。

2 香港のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、以下の方法で、日本での輸出入手続において相互承認のメリットを受けることができます。

取引を行う相手方が香港のAEO輸出入者である場合には、香港のAEO輸出入者が保有する12桁コード(参考1)を相手方に確認し、日本での輸出入申告の際に、NACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に当該コードを入力して下さい。

【参考1：香港のAEO輸出入者が保有するコード(12桁)の体系】
“HK”+登録年月(6桁)+連番(4桁)

日香港間のAEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka20160823.htm

をご参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
神戸税関	電話:078-333-3071
大阪税関	電話:06-6576-3391
名古屋税関	電話:052-654-4169
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-0126
函館税関	電話:0138-40-4254
沖縄地区税関	電話:098-862-9291